

周南市農林業振興施設施設分類別計画



大潮田舎の店

平成 30 (2018) 年 11 月・平成 31 (2019) 年 2 月

(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)

周 南 市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	2
第4章 農林業振興施設について.....	4
第5章 農林業振興簡易施設について.....	11
第6章 計画期間.....	12
参考資料.....	13

第1章 本計画の目的

周南市農林業振興施設施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の農林業振興施設について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

【大潮田舎の店】

大潮田舎の店は、高齢者・女性等が家族や地域社会とのつながりを保ち、地域社会の一員として健康で文化的な生活を送るため、農林産物の生産、加工、販売活動を通し、生きがい活動の拡充と就業機会を創出することを目的とし、新山村振興等農林漁業特別対策事業により平成14（2002）年に整備した施設で、周南市大潮田舎の店設置及び管理に関する条例に基づき管理しています。

【八代農産物加工所】

八代農産物加工所は、農業農村の活性化を図り、都市と農村の交流を促進することを目的とし、地域農業基盤確立農業構造改善事業により平成8（1996）年に整備した施設で、周南市八代農産物加工所の設置及び管理に関する条例に基づき管理しています。

【あぐりハウス】

あぐりハウスは、特産物の振興及び栽培技術の向上、新製品開発研究等を通じ、新時代への産業振興を推進し、地域の担い手となる若者が誇りと愛着のもてる地域社会の形成を図ることを目的として、農村地域わかもの定住圏等整備事業により平成3（1991）年に整備した施設で、周南市鹿野わかもの定住センター設置条例に基づき管理しています。

【金峰柚の里交流館】

金峰柚の里交流館は、農林業の振興並びに地域住民の福祉の向上及び都市住民との交流を推進することを目的とし、農村振興総合整備統合補助事業により平成18（2006）年に鹿野小学校金峰分校の跡地に整備した施設で、周南市金峰柚の里交流館条例に基づき管理しています。

【高瀬集会所及び馬神集会所】

高瀬集会所及び馬神集会所は、農林業の振興及び地域住民相互の連体感を醸成し、健康で住みよい豊かなまちづくりを推進することを目的とし、高瀬集会所は地区林業構造改善事業により平成2（1990）年に、馬神集会所は農村基盤総合整備事業により平成4（1992）年に整備した施設で、両施設とも周南市農林業集会所条例に基づき管理しています。

【中須北交流拠点施設】

中須北交流拠点施設は、中山間地域の振興と都市と農村との交流促進を図るため、地元で行われる農業体験交流や祭り等のイベントを開催する場を提供することを目的として、平成20（2008）年に設置しています。

【生活環境保全林作業小屋】

生活環境保全林とは、治山事業の一環として、花木や実のなる木を植えて歩道や利用施設などを整備するなど、荒廃した森林や活力の低下した森林を改良し、保健休養や自然観察の場として利用するための森林です。

当該地は和田地区の北部に位置し、眼下には高瀬湖が眺められ、平成 10（1998）年度から平成 13（2001）年度にかけて、県が整備したものです。

生活環境保全林作業小屋は、市民が森林に入り、自然と触れ合うことで心身の健康保持を図ることができる保健・休養の場としての生活環境保全林を管理するために設置しています。

【共同作業場及び農業倉庫】

共同作業場は、地域住民に作業場を提供することで農業振興を図ることを目的として昭和 46（1971）年に須々万地区に設置したもので、農業倉庫を併設しています。

久米及び長穂農機具保管庫は、地域住民に農機具保管庫を提供することで農業振興を図ることを目的として、久米農機具保管庫は昭和 57（1982）年に、長穂農機具保管庫は昭和 52（1977）年に設置しています。

第 3 章 対象施設の一覧

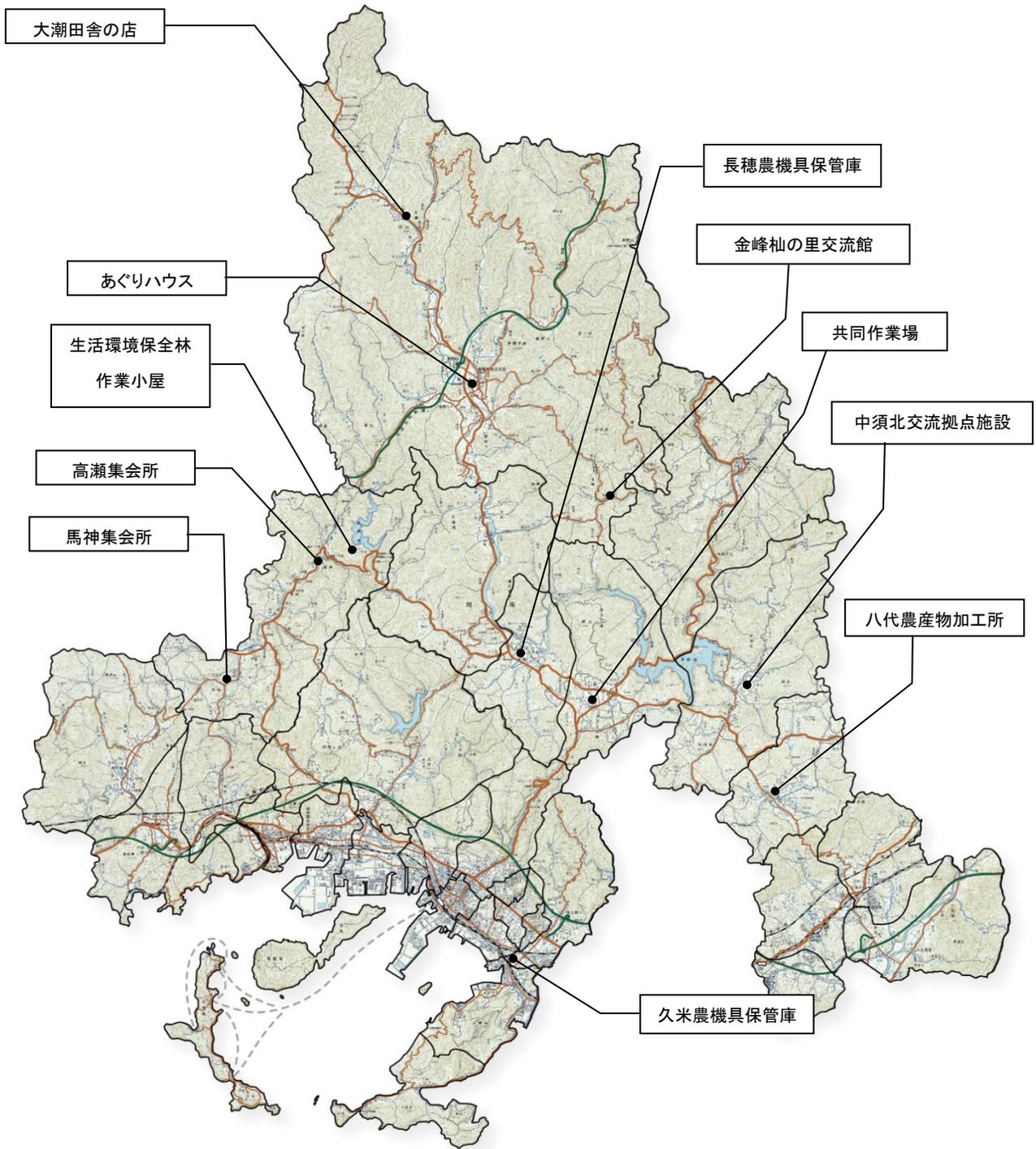
本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりであり、No 1～No 6 については農林業振興施設として、No 7～No 11 については農林業振興簡易施設として次章以下において記載します。

本計画の対象となる施設は農林課が所管します。

図表 1 対象施設の一覧

No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	産業観光施設	大潮田舎の店	大字大潮11386-6	鹿野	準広域
2	産業観光施設	八代農産物加工所	大字八代826-6	八代	準広域
3	産業観光施設	あぐりハウス	大字鹿野上2995-1	鹿野	準広域
4	市民交流施設	金峰祉の里交流館	大字金峰3964	鹿野	準広域
5	市民交流施設	高瀬集会所	大字高瀬690-3	和田	地域
6	市民交流施設	馬神集会所	大字馬神833-12	和田	地域
7	その他	中須北交流拠点施設	大字中須北276-2	中須	準広域
8	その他	生活環境保全林作業小屋	大字高瀬11796-1	和田	地域
9	その他	共同作業場	大字須々万448-3	須々万	地域
10	その他	久米農機具保管庫	大字久米3021-6	久米	地域
11	その他	長穂農機具保管庫	大字長穂1612-2	長穂	地域

図表 2 施設位置図



第4章 農林業振興施設について

第1節 施設の現状と課題

(1) サービスの現状と課題

【大潮田舎の店】

週末に営業する本施設は、鹿野地区の住民のほか、地域外からも広く利用されており、直売所の来客数は減少傾向にあるものの、地域の高齢者・女性等の生きがい活動の場となっています。

また、地元農産物やそれらを使用した加工品（豆腐・油揚げ等）を製造・販売するとともに、イベント等にも積極的に出展し、販売を行っています。

なお、貸館業務も行っており、地域の各種団体や農業法人等が利用しています。

大潮地区活性化推進協議会が指定管理者として管理運営を行っており、会員の高齢化等により、後継者の確保が課題となっています。

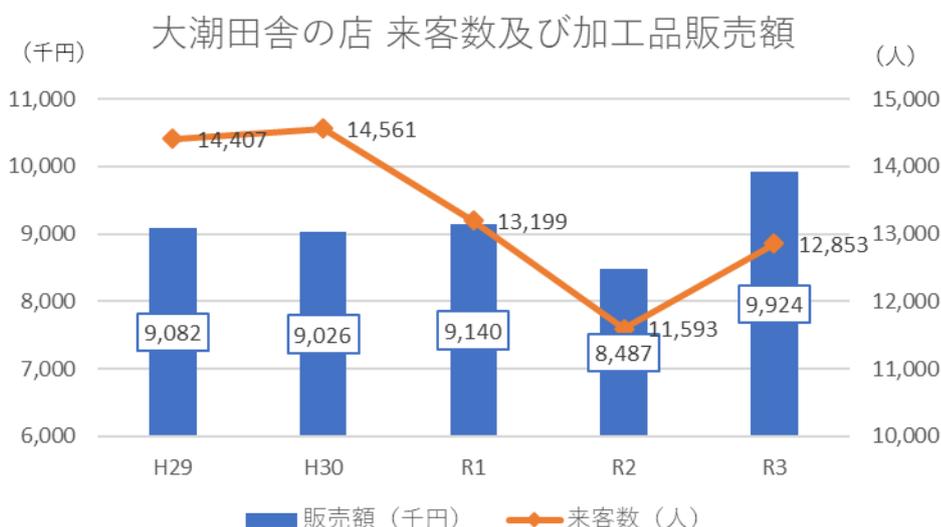
○管理運営体制

指定管理者	現指定期間	備考
大潮地区活性化推進協議会	R4. 4. 1～R9. 3. 31	利用料金制

○指定管理料

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
948,240 円	948,240 円	957,020 円	965,800 円	965,800 円

図表 3



【八代農産物加工所】

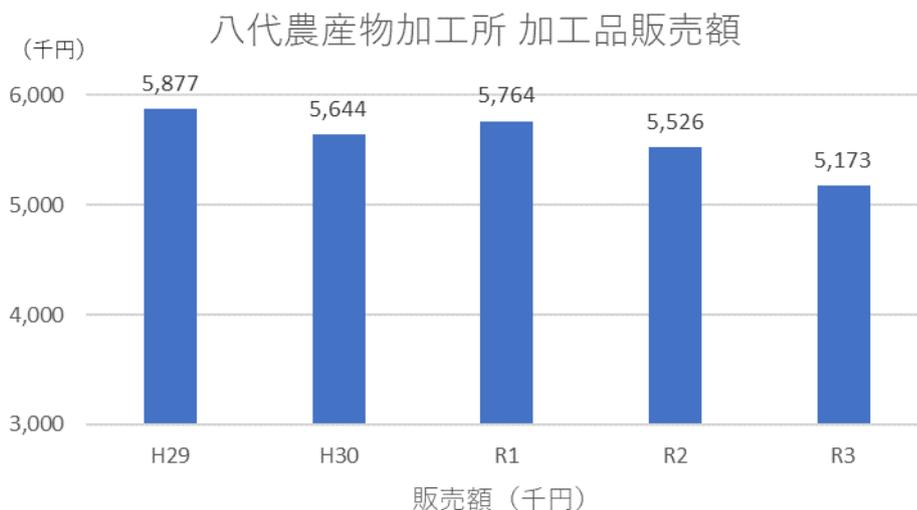
本施設は、指定管理者である J A に雇用された地元の女性グループが地元産農産物を使用した加工品（パン・味噌等）を製造・販売しています。本施設で製造された加工品は J A の直売所等でも販売されていますが、売上は減少傾向にあります。

山口県農業協同組合が指定管理者として独立採算により管理運営を行っています。

○管理運営体制

指定管理者	現指定期間	備考
山口県農業協同組合	R2. 4. 1～R7. 3. 31	利用料金制 (独立採算)

図表 4



【あぐりハウス】

本施設は、バイオテクノロジーによる本市独自品種のわさび苗の生産を行っており、主に市内の生産者にわさび苗を販売しています。

全国的に後継者不足等によりわさびの生産量が減少するなか、国産わさびのニーズは増加傾向にあり、本市では、わさび生産者が増えたことから、バイオ苗に加えて、バイオ苗よりも安価な実生苗（種から育てた苗）の需要も増加しています。

一方で、夏場の気温が高く、高温障害等により、生産者からの需要に対し質・量ともに十分なバイオ苗の生産・供給が行えていません。

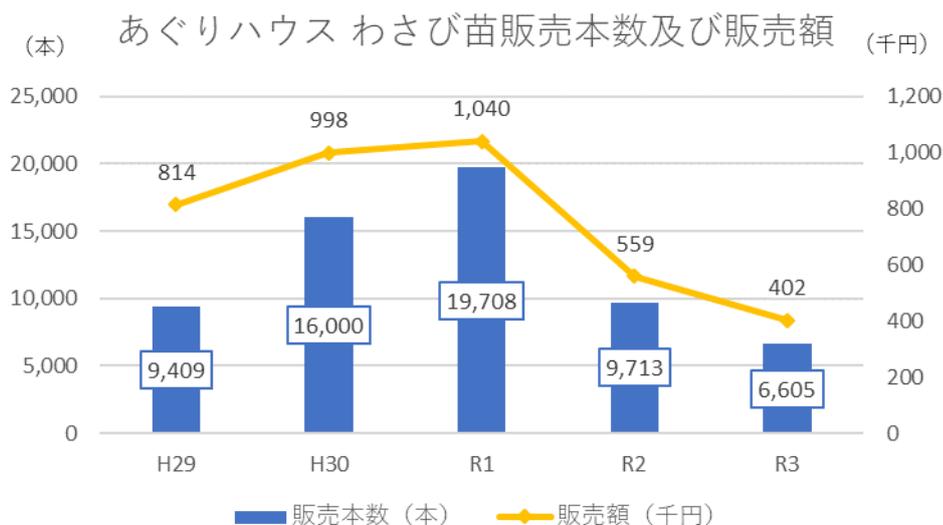
こうしたなか、近年、民間事業者によるバイオ苗の生産・供給体制が確立されるとともに、良質な実生苗を近隣の苗生産農家から購入できる状況となっており、市がバイオ苗を生産・供給する必要性は低下しています。

また、貸館業務も行っており、地元団体が地域活動などで利用しています。

○施設管理費

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
6,208,449 円	4,975,942 円	4,631,918 円	5,219,144 円	4,390,129 円

図表 5



【金峰柚の里交流館】

本施設は、地域住民の会合や都市住民との交流の場として利用されており、金峰地区の人口減少に伴い、施設利用者は減少傾向にあります。施設の利用料収入については、平成 29（2017）年度以降の平均額は約 3 万円です。

なお、災害時の緊急避難所にも指定されています。

金峰地域づくり協議会が指定管理者として管理運営を行っています。

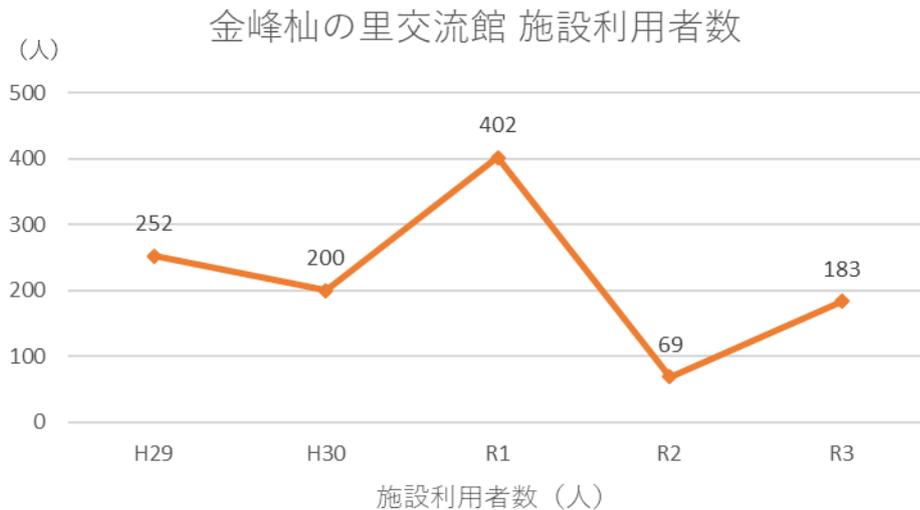
○管理運営体制

指定管理者	現指定期間	備考
金峰地域づくり協議会	R4. 4. 1～R9. 3. 31	利用料金制

○指定管理料

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
329,400 円	329,400 円	332,450 円	335,500 円	335,500 円

図表 6



※部屋ごと（和室・調理室・多目的室）の合計人数で表示

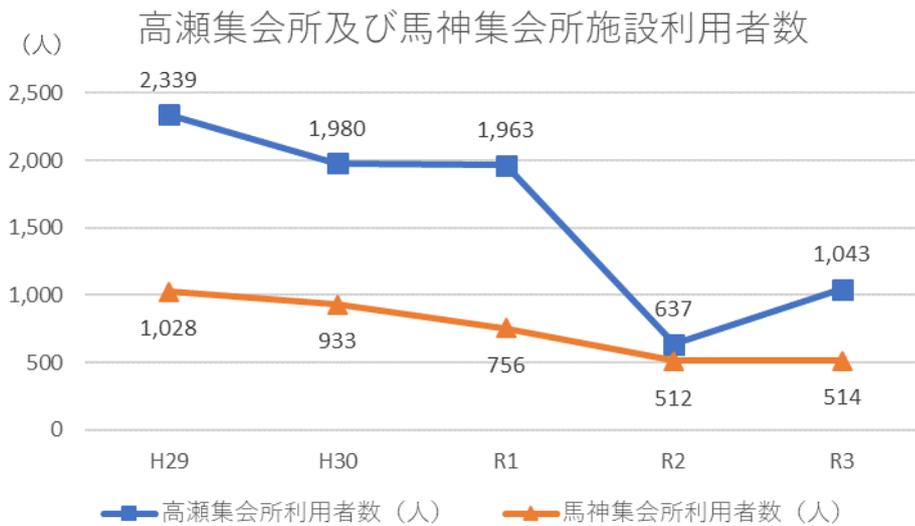
【高瀬集会所及び馬神集会所】

両施設は、地域住民の交流や健康増進など地域づくり活動の場として利用されています。地域住民の高齢化等により、利用者数の減少が予想されますが継続的な利用が見込まれます。施設の利用料収入については、地域団体が利用するため施設利用料は減免されており、冷暖房使用料のみとなっています。平成 29（2017）年度以降の平均額は高瀬集会所が約 7 千円、馬神集会所が約 3 千円です。

○施設管理費

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
高瀬集会所	497, 212 円	992, 014 円	468, 814 円	402, 358 円	403, 318 円
馬神集会所	303, 969 円	691, 767 円	261, 644 円	272, 667 円	275, 040 円

図表 7



(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 8 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物					R4自主点検結果 総合劣化度	バリアフリーの状況		ハザードマップの状況					
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 / 法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性		対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波		
															総合劣化度	対応
1	大潮田舎の店	234.32	191.88	2002	W /24年	未経過	新耐震	45.90	全部対応			特				
2	八代農産物加工所	156.72	156.72	1996	S /38年	未経過	新耐震	40.50	未対応	なし						
3	あぐりハウス	494.24	494.24	1991	S /38年	未経過	新耐震	45.10	未対応	なし						
4	金峰杉の里交流館	307.78	307.78	2006	S /34年	未経過	新耐震	27.20	全部対応			特				
5	高瀬集会所	153.07	153.07	1990	W /22年	経過	新耐震	53.20	未対応	なし						
6	馬神集会所	183.20	183.20	1992	W /22年	経過	新耐震	48.00	未対応			特				

- * 自主点検は毎年実施
- * 構造: S(鉄骨造)、W(木造)
- * 法定耐用年数: 減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの
- * 土砂・警…警戒区域、土砂・特…特別警戒区域、洪水・河…河岸浸食、洪水・氾…氾濫流

【大潮田舎の店】

建築後 20 年が経過しており、現在、建物自体に大規模な修繕が必要な箇所は見受けられないものの、木材の腐食による損傷や機械設備の故障等もあり、その際は指定管理料の範囲内で適宜修繕を行っています。平成 29 (2017) 年度に浄化槽用ポンプの修繕に市の直接経費として 188 千円を支出しています。それ以降は市の直接経費での修繕料の支

出はありません。

【八代農産物加工所】

建築後 26 年が経過しており、外壁のひび割れ等の損傷はあるものの、大規模な修繕が必要な箇所は見受けられません。軽微な修繕は指定管理者において行っており、平成 29 (2017) 年度以降に市の直接経費で支払った修繕料はなく、施設・設備について今後も適切に管理運営をしていきます。

【あぐりハウス】

建築後 31 年が経過し、大規模な修繕が必要な箇所は見受けられませんが、建物の破損や空調等の設備の故障等も起こっているため、適宜修繕を行っています。

○施設管理費のうち修繕料

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1,330,344 円	44,064 円	46,632 円	784,267 円	0 円

【金峰柚の里交流館】

建築後の経過年数は 16 年で、大規模な修繕が必要な箇所は見受けられません。平成 29 (2017) 年度以降に市の直接経費として支出した修繕料はありません。

【高瀬集会所及び馬神集会所】

両施設ともに建築後 30 年以上が経過しており、現在は大規模な修繕が必要な箇所は見受けられませんが、施設の老朽化が進むにつれ、適宜修繕を行う必要があります。

第 2 節 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、**最終的な判断・決定にあたっての材料**とします。

この結果、今回の一次評価では次のような結果が導き出されました。

施設名		今後検討すべき施設の方向性
1	大潮田舎の店	「継続利用（現状維持）」
2	八代農産物加工所	「継続利用（現状維持）」
3	あぐりハウス	「継続利用（現状維持）」
4	金峰柚の里交流館	「受益者負担の見直し」
5	高瀬集会所	「受益者負担の見直し」
6	馬神集会所	「受益者負担の見直し」

受益者負担の見直しについては、第 4 次行財政改革大綱に基づき、使用料や手数料の

算定根拠に、施設の維持費やサービス提供コスト等を適切に反映させているか定期的に検証し、適正化を図ります。

また、各施設における使用料等の減免適用状況等を踏まえ、必要に応じて減免基準を見直します。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

【大潮田舎の店及び八代農産物加工所】

地域の活性化や雇用の創出といった観点から必要な施設であるため、経年劣化により損傷した箇所については適宜修繕を行いつつ継続利用していくこととし、引き続き指定管理による管理運営を行います。

【あぐりハウス】

令和5年度より、生産者のニーズに応じて良質な苗を安定的に供給するため、高度な生産技術や生産設備を有している民間事業者へ本市独自品種のバイオ苗の生産を委託するとともに、実生苗を生産する農家の育成に取り組みます。

苗の生産に使用してきた施設の1階部分やビニールハウスについては、民間委託により調達したわさび苗の一時的な保管場所等として当面、活用し、今後、農業振興等につながる新たな活用策について検討を行います。

施設の2階にある会議室等の貸館部分については、地域団体の利用もあることから、引き続き、継続利用していくこととし、適切な保全管理を行います。

【金峰柚の里交流館】

主な利用者である地域住民の減少に伴い、利用者数の減少傾向は今後も続くことが予想されます。しかし、近隣に類似施設がなく、今後も地域づくりのための活動拠点としての利用が見込まれることから、継続利用していくこととし、引き続き指定管理による管理運営を行います。

【高瀬集会所及び馬神集会所】

主な利用者は地域住民に限定されていることから、両施設の地域への移譲も検討し、地域代表者との協議を実施しましたが、地域にとって管理上の負担が大きく、地域移譲は困難な状況にあります。今後、地域の人口減少に伴い利用者も減少していくことが予想されますが、地域の活動拠点としての利用が見込まれることから、当面の間、継続利用することとします。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 9 具体的な方針と実施時期(予定)

N o.	施設名	主たる建物							一次評価	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	結果		R5	R6	R7	R8	R9
1	大潮田舎の店	20	W /24年	未経過	新耐震	45.9	全部対応	土	継続利用 (現状維持)	継続利用					
2	八代農産物加工所	26	S /38年	未経過	新耐震	40.5	未対応	なし	継続利用 (現状維持)	継続利用					
3	あぐりハウス	31	S /38年	未経過	新耐震	45.1	未対応	なし	継続利用 (現状維持)	継続利用					
4	金峰山の里交流館	16	S /34年	未経過	新耐震	27.2	全部対応	土	受益者負担の見直し	継続利用					
5	高瀬集会所	32	W /22年	経過	新耐震	53.2	未対応	なし	受益者負担の見直し	継続利用					
6	馬神集会所	30	W /22年	経過	新耐震	48.0	未対応	土	受益者負担の見直し	継続利用					

第5章 農林業振興簡易施設について

(1) 自主点検及び一次評価について

農林業振興簡易施設については、本市作成の劣化判定表による自主点検は項目がそぐわないため行っていませんが、適宜、施設の内容、規模に応じた点検を行っています。また、「機能の評価・検証シート」による一次評価も項目がそぐわないため実施しません。

(2) 現状及び今後の方向性

【中須北交流拠点施設】

中須北地区の都市農村交流の拠点として設置し、東屋、トイレ、広場からなる施設です。地元で行われる農業体験交流や祭り等イベントに積極的に利用されています。

清掃をはじめとした施設の管理については、地域団体が行っており、建物は比較的新しく、光熱費等は地域団体が負担していることから、施設管理に係る経費の支出はありません。今後も安心安全なサービスの提供を図るため、引き続き継続利用とし、適切な維持・補修を行います。

【生活環境保全林作業小屋】

生活環境保全林作業小屋は、生活環境保全林の活力を維持・管理するための作業場、倉庫からなる施設で、管理に係る経費の支出はありません。

建築後 20 年が経過しており、木材の腐食による軽微な損傷はあるものの、大規模な修繕が必要な箇所は見受けられません。

本施設は生活環境保全林を管理するために必要なことから、引き続き継続して利用します。

ただし、今後、安全性の確保が困難な状況が生じ、大規模修繕等が必要となった場合は、地元自治会や関係機関と協議のうえで、施設の廃止等を含め、そのあり方について検討を行います。

【共同作業場及び農業倉庫】

共同作業場及び農業倉庫は現在も設置目的に即して継続的に利用されていますが、市内随所で個人所有、共同所有の農業倉庫等が存在しており、市が設置する必要性は低下しています。農業倉庫等は全て建築から40年以上が経過しており、老朽化が進んでいますが、久米農機具保管庫は久米農事実行組合により、共同作業場及び長穂農機具保管庫は地元自治会により適切に維持管理されています。今後の管理について、地域への移譲も検討しましたが、地域にとって管理上の負担が大きいことなどから地域移譲は、現時点では困難な状況にあり、当面の間、継続利用することとします。

ただし、今後、安全性の確保が困難な状況が生じ、大規模修繕等が必要となった場合は、地元自治会等の管理者と協議のうえで、施設の廃止等を含め、そのあり方について検討を行います。

第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料2（第4章第2節関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	◇ 廃止
		◇ 法律等による設置義務付けなし			
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	◇ サービス存続	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒	◇ 転用
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	◇ 統廃合
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（共用化）
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	◇ 多目的化
		◇ 今後の利用者数が減少見込み			
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続		◇ 民間活力の拡大 (指定管理、PFI/PPP)
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

周南市農林業振興施設等 施設分類別計画

平成 30（2018）年 11 月・平成 31（2019）年 2 月
（令和 5（2023）年 3 月改訂）

本計画は、平成 30（2018）年 11 月及び平成 31（2019）年 2 月
に策定した

「周南市大潮田舎の店及び八代農産物加工所施設分類別計画」

「周南市あぐりハウス施設分類別計画」

「周南市農林業集会所施設分類別計画」

等を統合・改訂したものです。

産業振興部 農林課
〒745-8655 周南市岐山通 1 - 1
電 話 0834-22-8369
F A X 0834-22-8375
電子メール norin@city.shunan.lg.jp